

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

常滑市長 伊 藤 辰 矢

常滑市条例第15号

常滑市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

常滑市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年常滑市条例第22号）のうち、次の表の改正前欄に掲げる規定を、同表の改正後欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の常滑市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。